

「取締役7名選任の件」

1. 取締役候補者 [◎は新任社外取締役、表内の役職は平成28年5月27日現在の役職]

氏名	役職
清水 邦 晃	代表取締役社長
門 司 実	取締役
吉 田 光 宏	取締役
小 田 剛 志	取締役
金 野 志 保	取締役 日本弁護士連合会男女共同参画推進本部委員 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク監事
◎ 中 堤 康 之	(株)ワコール取締役副社長執行役員国内営業担当
◎ 金 田 勇	金田公認会計士事務所代表、金田税理士事務所代表 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科特任教授 法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科兼任講師 一般社団法人日本公認不正検査士協会監事

2. 新任社外取締役候補者の略歴、選任理由

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
中 堤 康 之 (なかつつみ やすゆき) (昭和27年8月25日)	昭和51年7月 (株)ワコール入社 平成4年4月 同社ワコールシンガポール代表取締役社長 平成19年4月 (株)ワコール執行役員ブランド事業本部西日本販売統括部長 平成20年4月 同社常務執行役員ブランド事業本部東日本販売統括部長 平成23年4月 同社取締役専務執行役員ワコールブランド事業本部長 平成26年4月 同社取締役副社長執行役員国内営業担当
金 田 勇 (かねだ いさむ) (昭和30年7月10日)	昭和62年4月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 平成2年3月 金田公認会計士事務所代表(現任) 平成3年8月 金田税理士事務所代表(現任) 平成17年4月 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科特任教授(現任) 平成18年4月 法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科兼任講師(現任) 平成19年12月 一般社団法人日本公認不正検査士協会監事(現任)

中堤康之氏を社外取締役候補者とした理由は、(株)ワコールにて取締役等を歴任しており、会社経営に関する豊富な経験と知識を有しているためであります。

金田勇氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、会計士・税理士として会計・税務に関する豊富な知見を有しており、また、大学の専門機関にて管理会計・ガバナンスに関する専門的研究を行っており、企業の管理体制に対して豊富な知識を有しているためであります。

上記の理由により、社外取締役各候補者を選任し、また、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。

本議案が原案どおり承認され、中堤康之氏および金田勇氏が取締役就任された場合には、当社は各取締役候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。

また、中堤康之氏および金田勇氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。

「監査役2名選任の件」

1. 監査役候補者 [◎は新任社外監査役、表内の役職は平成28年5月27日現在の役職]

氏名	役職
◎ 千葉 徹	
◎ 武藤多賀志	サントリー酒類(株)執行役員市場開発本部長

2. 新任社外監査役候補者の略歴、選任理由

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況
千葉 徹 (ちば とおる) (昭和30年2月10日)	昭和53年4月 (株)横浜銀行入社 平成14年4月 横浜キャピタル(株)代表取締役社長 平成19年6月 (株)TBK取締役上席執行役員 平成22年6月 横浜信用保証(株)監査役 平成27年6月 (株)横浜銀行リスク統括部主任業務役
武藤多賀志 (むとう たかし) (昭和35年12月14日)	昭和41年4月 サントリー(株)入社 平成3年6月 サントリーピア&スピリッツ(株)東京第2支社長 平成12年6月 同社執行役員関東・甲信越支社長 平成15年3月 サントリー酒類(株)執行役員市場開発本部長 (現任)

千葉徹氏は、銀行において長年企業金融業務を担当した経歴があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

武藤多賀志氏は酒類・食品総合卸売商社の執行役員としての豊富な経験や識見を活かし、経営全般に対する監督と有効な助言をいただけるものと考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。

上記の理由により、社外監査役各候補者を選任し、また、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断しております。

本議案が原案どおり承認され、千葉徹氏及び武藤多賀志氏が監査役に就任された場合には、当社は各監査役候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。

「補欠監査役1名選任の件」

1. 補欠監査役候補者 [表内の役職は平成28年5月27日現在の役職]

氏名	役職
清 永 敬 文	弁護士登録 (第二東京弁護士会) のぞみ総合法律事務所入所 (現任)

「取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件」

1. 目的

当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図るためであります。

当社の取締役に対する報酬は、会社法第 361 条第 1 項に基づき、平成 9 年 6 月 27 日開催の第 11 期定時株主総会において、取締役に対する金銭報酬として、月額 15 百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とすることをご承認いただき、今日に至っております。かかる金銭報酬の額とは別枠にて、年額 60 百万円の範囲内でストック・オプション（新株予約権）として、1 年間に取締役に対して発行するための報酬等につき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役に対しストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権 1 個あたりの公正価値に、割り当てる新株予約権の総数に乗じて得た額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権 1 個あたりの公正価値の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、各取締役の個別の割当個数は、上限個数及び上限金額の範囲内において、当社の業績等を考慮して取締役会で決定します。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当ての対象者およびその人数並びに割り当てる新株予約権の数

「1. 目的」に記載の通り、当社の取締役に対して、年額 60 百万円の範囲内で新株予約権を付与します。

なお、平成 28 年 6 月 26 日開催予定の当社第 30 期定時株主総会において上程する「取締役 7 名選任の件」が承認可決された場合、取締役の人数は 7 名となります。「取締役 7 名選任の件」の詳細は、「2. 各議案の内容」をご参照下さい。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 100,000 株

上記を各事業年度に係る定時株主総会開催日から 1 年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない権利の目的となる株式の数について行うものとし、調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てて計算します。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は株式併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割又は株式の無償割当てを行う場合等、新株予約権の目的となる株式の調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとします。

(3) 発行する新株予約権の総数

1,000 個

上記を各事業年度に係る定時株主総会開催日から 1 年以内に発行する新株予約権の上限とします。

新株予約権 1 個につき目的となる株式の数（以下「付与数」という。）は 100 株とします。ただし「(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数」に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行います。また、「(1) 新株予約権の割当ての対象者およびその人数並びに割り当てる新株予約権の数」に記載の割当予定者が新株予約権割当日において当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員たる地位を失っている場合、または割当予定数に対する申込の総数が上記総数に達しない場合、その申込みの総数をもって発行する新株予約権の総数とします。

(4) 新株予約権の発行価額および発行価額の算定根拠

当社の取締役に対しストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価値に、割り当てる新株予約権の総数に乗じて得た額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個あたりの公正価値の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いる事とします。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額（行使価額）

新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.01を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とします。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とします。上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しません。

なお、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとします。

(6) 新株予約権の権利行使期間

割当日から割当日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とします。

(7) 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役であることを要する事とします。ただし、任期満了による退任等の正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- ② その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する事とします。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金および資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(9) 新株予約権の取得の自由及び取得条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。
- ② 新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権について無償で取得することができるものとします。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する事とします。

(11) 株式交換・株式移転時等の新株予約権の処理の方針等

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する事とします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、「(3) 発行する新株予約権の総数」の定めに準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額（行使価額）」で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記「③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

「(6) 新株予約権の権利行使期間」に定められる新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「(6) 新株予約権の権利行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金および資本準備金の額」に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

⑧ 新株予約権の取得事由及び条件

「(9) 新株予約権の取得の自由及び取得条件」に準じて決定する。

(12) 新株予約権の割当日およびその他の新株予約権の募集事項

新株予約権の割当日およびその他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとします。

(注) 上記の内容については、平成 28 年 6 月 26 日開催予定の当社第 30 期定時株主総会において、「取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件」が承認可決されることを条件とします。

以 上